

緊急事態基本法の制定を急げ！

2011.6.27 (月) [山下輝男](#)

1 はじめに

さる3月11日に惹起した東日本大震災により東北地方は未曾有の災害に見舞われ、戦後最大の災害になった。

今次大震災は、超巨大地震とそれに伴う津波被害という自然災害に加えて、それに起因するとはいえ、原発や石油コンビナート（特に原発だが）の災害という近代的な災害の2つながらに見舞われたということとにある。

また、阪神・淡路大震災に比して被災地域が極めて広大であるということも今次大震災の特色であろう。今次大震災への政府の対応はどうであったのか、誤解を恐れずに言えば、大いに問題があると言えよう。

その最たるものが、国難とも言えるこの様な緊急事態に対して、我が国が機動的・機能的に対処できるようになっていないということである。国家の緊急事態に対して、いかに取り組むかの枠組みが整備されていないことが問題である。

今次大震災でも、全体を把握し大所高所から状況を判断し指揮命令できる強力な司令塔が存在し、事態に応じ先手先手で必要な処置をいわば特例的に実施し得る態勢が整っていれば、また必要により東電や民間の各事業者にも強い命令・指示ができていれば、歴史にイフはないし、今後の検証を待たねばならないけれども、危機の拡大は防止できたのかもしれない。

平時の法規範で非常事態に対処するには無理があるのであれば、非常事態のみに適用し得る法規範や立法権限を行政部に与えてもいいのではないか？

危機に際しては国が主導権を取らずして誰が取りえようか？

国家の総力を結集して危機を収束させ、国家の復旧・復興を図ることが求められている。

これらの問題を解決する方策は、非常事態に対する基本的な法律（緊急事態基本法）の制定、危機をマネジメントする組織の創設と人材の養成であろう。

緊急事態法については、後述するように議論は出尽くしていると思料する。後は決断あるのみである。もちろんいかに効果的・機能的なシステムが構築されようとも、危機管理は人の属性に負うところ大ではあるが、システムが整っておれば更に効果的な危機対応ができたとも思える。

本稿では、我が国の緊急事態法に関する議論・争点を総括し、諸外国の緊急事態法制を瞥見し、現在までの経緯を概述し、現在ある程度オーソライズされていると考えられる案について私見を述べたい。

2 緊急権の定義・類型および緊急事態の定義等

国家緊急権（緊急権）とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害等、平常の統治機構をもってしては対処し得ない非常事態（ないしは緊急事態）において、国家の存立を維持し、憲法の基本秩序を維持または回復するために、平常の立憲主義的な秩序を一時的に停止して、一定の国家機関に権力を集中し、人権保障規定の停止等の非常措置をとる権限であると規定されている。

この緊急権には、憲法に根拠を有する「憲法制度上の国家緊急権」と憲法の一切の授権

や枠を超えて独裁的な権力を行使する「超憲法的国家緊急権」があるが、近代国家においては、後者は違憲であり、本稿でも取り上げる必要は毛頭ない。

緊急権は、事態の緊急性、措置に応じて様々に類型化されている。立法措置を認めるか否か、措置できる事項の厳格規定型と一般授権型の区分もある。

第4項の諸外国の非常事態法制の項を見て頂くと、それらの類型がある程度理解できよう。学術的な論考は小生には荷が重すぎるし、必要性も少ないので、本稿ではこれ以上立ち入らない。(参考文献「国家緊急権の法制化について」憲法論叢第3号1996年6月)

我が国の緊急事態に関する法制化にあたっての、緊急事態の定義は、後述する自公民3党合意に規定されている「我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とすればよからう。

3 我が国の法律上の「緊急事態」に関する規定の概要

我が国の緊急事態に関する法的規定としては、緊急(事態)との文言を明記しているものとしては、参議院の緊急集会、武力攻撃事態等対処法における緊急対処事態、米国同時多発テロに伴う緊急対応措置、警察法上の緊急事態、災害緊急事態及び原子力災害緊急事態がある。

一方、自衛隊の行動等に関わる有事法制には緊急との文言は明記されていないが、緊急事態対処法制と捉えることができる。以下これらを管見するが、いずれにしても、個別具体的事態対処法案であることに留意してもらいたい。

(1) 参議院の「緊急集会」

日本国憲法第54条2項ただし書・3項に規定された制度で、衆議院が解散され総選挙で新しい衆議院が成立するまでの間に、国に緊急の必要があるときに、内閣の求めにより開かれる。参議院が自ら緊急集会を開くことはできない。

国会の会期ではないため、天皇による国事行為としての国会召集は行われず、緊急集会は会期が存在せず、すべての議題を採決した時点で、議長が終会を宣言し終了となる。

すべての議題の採決を終了する前に特別国会が開会された場合、緊急集会の残りの議題は特別国会に吸収され、緊急集会は終了となる。緊急集会でとられた措置は、臨時のものであるため、次の国会開会后10日以内に衆議院の同意が得られない場合は、将来に向かって失効する。

(2) 「武力攻撃事態等対処法」における「緊急対処事態対処」

緊急対処事態とは、武力攻撃事態等対処法において、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態」と定義されている。

なお、緊急対処事態は、後日、武力攻撃事態であると認定される事態を含んでいる。緊急対処事態の事例には、次のようなものが想定されている。

(1) 危険性を内在する物質等を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所などの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設などの爆破）

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破）

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（ダーティボムなどの爆発、生物剤の大量散布、化学剤の大量散布）

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機などによる自爆テロ）

武力攻撃事態対処法に基づき、国民保護法が制定され、国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための国民保護措置が規定されているが、緊急対処事態においても、これ等に準じた緊急対処事態対処の一環としての所要の措置が認められている。

(3) 9.11 米国同時多発テロに伴う「緊急対応措置」等

2001（平成13）年の米国同時多発テロを受けて、従来のテロ等の突発的緊急事態に対する対策が見直され、NBCテロへの対策強化、サイバーテロ対策、ハイジャック等の防止のための空港の保安体制・警備の強化が図られ、自衛隊や在日米軍の施設及び区域の警護のための自衛隊の出動（警護出動）を可能とする自衛隊法改正案、テロ対策特別措置法等が成立した。

(4) 警察法上の緊急事態

警察法において、内閣総理大臣は、大規模な災害又は争乱その他の緊急事態に際して、治安維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基づき、適用地域、事態の概要及び布告の効力発生時期を明記した緊急事態の布告をすることができる（71条）されている。

20日以内の国会への付議と承認受けが条件である。緊急事態が布告されると、警察に係る指揮命令系統が変更される（総理大臣が警察庁長官を直接指揮、長官及び管区警察局長が布告地域の警視總監または警察本部長を指揮できる）。

(5) 災害緊急事態

災害対策基本法第8章（105～109条）において、災害緊急事態の規定を設け、対応措置、発動の要件、効果及び国会による統制について述べている。

内閣総理大臣は、非常災害が発生し、かつ当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常且つ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係

地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発することができることとされている。布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示するものとされ、20日以内の国会への付議と承認受けが条件である。

緊急災害対策本部を設置し、また災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中または衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、または参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、法定事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができることとされている。

(6) 原子力緊急事態

原子力災害対策特別措置法第3～4章（15～26条）において、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施等について定めてある。措置法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。

この宣言により、国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体などに対する必要な指示などを行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部長：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される。

(7) 自衛隊法上の緊急事態対応

自衛隊法には、色々な緊急事態を類型化して、それぞれの場合の要件等が定められている。防衛出動、命令及び要請による治安出動、警護出動、海上警備行動及び領空侵犯措置がそれである。

この中で、発動の要件として「緊急事態」との文言があるのは、命令による治安出動であり、「間接侵略その他の緊急事態に際し、一般の警察力・・・」と規定されている。

このように、我が国では個別・具体的な事態対処のための法的整備は行われてきたが、これらを包括し、かつ危機対処の中核組織等が未整備となっている。

4 諸外国の非常事態法制

諸外国の非常事態法制については、防衛白書が簡潔に記述してあるので、それを転載する。

（以下平成15年版防衛白書から）

平時や緊急事態にかかわらず、国の権限が憲法・法律に従って合法的に行使されることは法治国家の基本である。法治国家では、戦争、内乱、大災害など、国家が存立の危機にさらされた事態に、国家としてどのように対処するのかについて緊急事態法制が定められている。

諸外国の緊急事態法制は、その国の政治体制、歴史的経緯などにより、規定されている内容、要領などは様々である。

(1) ドイツの緊急事態法制

ドイツでは、先の大戦の反省を踏まえ、政府による権限濫用を防止するため、原則的には政府の措置を立法・司法の統制下に置くこととしている。

基本法（憲法）には、円滑に対処態勢を確立できるよう、脅威の度合い・内容に応じて事態が細分化され、それぞれの事態ごとに議会が行う事態の認定の要件、政府がとり得る非常措置の発動の内容などが明示されており、また、議会が政府の非常措置を統制する。

その非常措置の発動と連動した様々な政府の具体的措置は個別の法制で規定される。例えば、国家防衛の任務遂行にあたっての法的な規制緩和のため、道路交通規制法、航空法・航空交通法などでは、特例措置や適用除外が定められている。

また、民間人の保護や国家防衛のための役務の義務付けに関しては、基本法のほか、食糧確保法、エネルギー安定法、郵便・通信確保法などに規定されている。

(2) 米国の緊急事態法制

米国の憲法においては、一般的に、緊急事態においては大統領に対し包括的な権限が付与されていると理解され、また、大統領は軍の最高司令官と規定されている。

また、議会による大統領の緊急権限に対する抑制的な試みとして、大統領が海外への軍隊投入に際しての条件・手続きを定めた「戦争権限法」と、大統領が緊急事態を宣言する際の手続きを定めた「国家緊急事態法」が定められている。

なお、大災害、大規模テロなどへの連邦政府の対応を一元化するため、1979（昭和 54）年、大統領直属の機関として国家緊急事態管理庁（FEMA:Federal Emergency Management Agency）が設立されたが、同時多発テロも踏まえ、国土安全保障に対処する組織をさらに強化するため、2003 年 1 月、国土安全保障省が創設され、3 月には FEMA も同省の一部となった。

(3) 韓国の緊急事態法制

北朝鮮との緊張状態が続く中、韓国では、米韓相互防衛条約に基づく連合防衛体制を基軸に防衛体制が整備されている。

大統領は、緊急事態において、戒厳の宣布、緊急命令権、緊急財政処置などの権限を有する。大統領がこのような権限を発動した場合、遅滞なく国会に報告し、その承認を得ることになっている。

また、大統領は緊急事態の認定を行うが、米韓連合司令官は、脅威の程度に従い緊急警戒体制を発令することができる。

個別の法制については、国家が保有する防衛要素を統合し指揮体制を一元化して国家を防衛するため、組織の設置、事態の区分、政府・自治体の権限などを規定した「統合防衛法」、住民の生命・財産の保護のため、住民が遂行すべき防空・防災及び軍事作戦上必要な支援などを規定した「民防衛（民間防衛）基本法」、非常時に人的・物的資源を効率的に活用するための「非常対備資源管理法」、非常時の土地、物資、施設の徴発とその補償に関して規定した「徴発法」、兵役の義務に関して規定した「兵役法」などがある。

(4) スウェーデンの緊急事態法制

スウェーデンの国防は、軍事防衛を中心とし、これに市民防衛（人命の保護・救護）、経済防衛（必要な物資の供給の確保）、心理防衛（国民の国防意識の高揚）などを一体化した、全体防衛という思想が流れている。

全体防衛体制の特徴としては、1) 国民の責任が明確にされていること、2) 国防に関する広汎な法制が整備されていること、3) 民間防衛の体制・態勢が整っていること、などが挙げられる。

国民の責任については、法律などで16歳から70歳までの全国民が全体防衛に参加するという国防責任が規定されており、また、在留外国人も、軍事防衛を除き、国防責任を有する旨が規定されている。広汎な法制については、具体的には地方行政、司法、警察、通信、郵便、輸送、捕虜の取り扱いなどに関連する法制が整備されている。

(5) スイスの民間防衛

スイスの民間防衛は、災害、緊急事態及び武力紛争からの住民の保護を目的とし、このような事態からの復旧に寄与するとともに、人道的目的にも貢献している。

担当する組織として、連邦防衛・民間防衛・スポーツ省に連邦民間防衛局があるほか、自治体によって指定された民間防衛事務局や民間レベルの民間防衛組織があり、1) 住民への情報提供、2) 警報発令、住民への行動時の伝達、3) 住民保護、4) 救援・支援、5) 患者の看護、などを任務としている。

また、民間防衛に関する組織は戦闘任務をもっておらず、武器も携帯しない。

スイス市民権を持つ男子で兵役義務などを負わない者すべてに民間防衛の服務義務があり、居住自治体の民間防衛組織に参加することになる。

なお、住民の義務として、警報発令時、すべての者は民間防衛組織の指示命令に従うとともに、様々な援助が義務付けられる。また、住宅の所有者などは、民間防衛に必要な場合に限り、自己の部屋（シェルターを含む）などを提供する義務がある。

5 緊急事態基本法をめぐる我が国の動き

(1) 憲法調査会での議論

憲法調査会（1957～1964年）において、「非常事態に関する規定を設けるべきか否か」が検討課題として取り上げられた。この議論においては、非常事態に対処するためには何らかの措置を講ずる必要があるという点について全委員の見解は一致したものの、これを憲法に明記すべきか否かという点については、見解が対立した。

(2) 2004年5月20日の「自、民、公3党合意」

2001年9月の米国同時多発テロを受け、翌年の通常国会に武力攻撃事態等対処法他のいわゆる有事法制が提出され、継続審議の後2003年6月武力攻撃事態等対処関連法案が成

立、翌年 2004 年 3 月には、国民保護法をはじめとする有事関連 7 法案等が成立した。

有事関連法案の修正に関する与野党協議の過程において「緊急事態における基本法」についても議論され、2004 年 5 月自公民 3 党幹事長は、緊急事態基本法についての覚書に調印した。

緊急事態の定義、緊急事態における基本的人権の尊重、国民の役割、国会の関与、内閣総理大臣の権限および体制整備の骨子について合意し、次期通常国会で成立を図ることに合意・調印した。

細部は、6 項に記述。

(3) 政局の混迷で基本法成立は幻に

8 月には、政府は、3 党で検討していた「緊急事態基本法案」を次期通常国会に提出する方針を決めたと報じられた。しかし、この基本法は、小泉総理の「8.8 郵政解散」で霧散し、安倍晋三内閣においても後回しにされた。

健康上の理由で安倍首相は退陣し、その後継内閣である福田、麻生内閣、そして歴史的な政権交代を果たした民主党内閣においても、歴史的な 3 党合意は一顧だにされることなく、今日に至っている。

千載一遇の好機を逸したことは国民にとって最大の不幸だ。政治家の不作為の罪は大きいと言わねばならない。

いろいろな事態を対象とする個別の事態対処法が成立し、それらを包括すべき基本法の成立も目睫の間にあったにもかかわらず、斯様な結果となってしまう、極めて残念な次第である。国家の背骨に関わる事項よりも党利党略を優先させる政治家は、もはやステーツマンとは呼べない。

(4) 民主党の緊急事態基本法案

ウィキペディアによれば、民主党は独自の基本法案を作成して党のウェブサイトで公開しているとのことであったので、確認したが、確認できなかった。自公民 3 党合意がなかったので、不要ということで削除されたのだろう。

民主党案の特色は、以下の通りである。

- 国民保護法にも規定した基本的人権の保障を規定
- 重要事項の事前承認を原則とする国会の関与を規定
- 政府の危機管理施策を総合的に所管する危機管理庁の設置を明記
- 首相を議長とし、官房長官はじめ外務大臣、防衛庁長官、国家公安委員長など 8 人の閣僚をメンバーとする「国家事態対処会議」の新設

6 自公民 3 党合意の「緊急事態基本法」(骨子)に関する私見

本合意案は、殆どの項目で民主党の主張が反映された内容となっている。この骨子をも

とに、3党による協議会で、1年位かけて基本法の中身を詰め、来年の通常国会での成立を目指すとした決意の表明は忘れられてしまった。

(1) 緊急事態の定義

ア 合意案

「対象とする事態（「国家緊急事態」）は、我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態とする」

イ 私見

「等」の文言もなく、事態が限定的であるので、さらに包括的な表現とする必要がある。事態認定以前のいわば予測事態を含ませることをも考慮すべきだろう。また、原子力緊急事態は含んでいるのか？

緊急事態を可能な限り、包括的幅広く捉えて、緊急事態と認定するか否かは政府の判断とした方が機動的である。政府判断の適否は国会の判断によれば緊急事態認定の濫用は防げよう。

(2) 緊急事態における基本的人権の尊重

ア 合意案

「緊急事態においても、日本国憲法の保障する基本的人権は最大限尊重されなければならないが、これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあっては、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない」

イ 私見

憲法の保障する基本的人権が最大限尊重されることは当然ではあるが、これらも「公共の福祉に反しない限り」との条件付きであることに留意し、合理的な限度においては制約が加えられることがあり得るものと理解し、処置する必要がある。

絶対的に侵してはならない基本的人権等と事態に応じ制約が加えられることがある保障内容を峻別する必要があるだろう。

(3) 緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割

ア 合意案

「国は、我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に万全の措置が講じられるようにする責務を有する。地方公共団体は、他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急事態に対処する責務を有する。緊急事態における国民の役割を明確にすることの重要性に鑑み、これを明示する」

イ 私見

前段はあまりにも当たり前すぎるが、構わないだろう。地方公共団体の責務については、自らが果たすべき責務のほか、国の命令・指示を遂行する義務を負うこととしなければ、緊急事態における措置の実効性を担保できないのではないかと恐れる。

緊急事態における国民の権利・義務についても明示することが必要である。協力については、強制にいたってはならないが、積極的に協力を求め得るようにする必要があろう。

(4) 緊急事態における国会の関与

ア 合意案

「緊急事態への対処に当っては、開始と終了において、適切な国会の関与を確保する。その際、国会の関与の範囲の明確化に十分留意する。緊急事態に対処するために行政各部が実施する措置は、法律の規定に基づかなければならない」

イ 私見

緊急事態の発令については可能な限り国会の事前承認が必要である。やむを得ない場合には事後承認もやむを得ない。衆議院が解散されている場合はやむを得ないが、球界の場合には直ちに臨時国会を招集・開催するような措置が必要である。

緊急事態対処措置が、平時における法律の範囲内で行うことができればそれに越したことはないが、緊急事態には緊急事態に応ずるいわば超法規的な措置が必要になることも十分に考えられる。

本来ならば、特例として認めるにしてもそれなりの手続きが必要だが、緊急時には行政府に立法権に近いものを付与する必要があるのではなかろうか？

もちろん、措置された事項は本来の立法府において所要の手続きが踏まれることは当然である。

阪神・淡路大震災やそれ以降の各種災害そして今次大震災を通じて得られた緊急時の措置すべき事項については、緊急時に発令・発動し得るように整備するとともに、事態に応じ必要な法律的な措置を要する事項を果敢に行えるようにすることが肝要だ。

今次大震災でも多くの特例措置が認められたはずであるが、それらがいかなる権限と手続きによってなされたかは、しっかり検証する必要がある。

(5) 緊急事態における内閣総理大臣の権限

ア 合意案

「緊急事態における迅速かつ的確な内閣総理大臣の意思決定を確保するため、閣議との関係を検討する」

イ 私見（検討の方向）

危機におけるトップリーダーの役割は極めて重要である。トップリーダーは、事態と状況の推移に応じて果敢に決断し、それを実行する責任がある。しかしながら、我が国においては総理大臣に、いわば非常大権とも言うべき権限を与えていない。

総理は行政のトップであるにすぎない。内閣法によれば、行政の最高の意思決定機関は合議体である閣議である。しかしながら、内閣は連帯責任制であり、1人の閣僚の反対により措置を実行できなくなり、任免するとしても、時間のロスでもある。

調整と根回しにより時間をロスし、果敢なる措置が実行し得なくなる可能性がある。従って、内閣総理大臣に緊急事態においては、大臣を指揮命令して行政各部を動かす権限を付与する必要がある。

ともすれば小田原評定に陥りがちな我が国においては、このような強力な権限付与が重要である。即断し、即決するリーダーでなければ危機を乗り越えることができない。

(6) 緊急事態における体制の整備

ア 合意案

「政府が緊急事態に迅速かつ的確に対処するために、内閣総理大臣（内閣）の判断を適切かつ機動的に補佐する仕組みを設けるとともに、対処・予防措置の効果的な実施体制を

担保する組織を整える」

イ 私見

まず、指摘しておきたいのは、有事関連法案の修正に関する民主党と与党3党との合意文書（2003年5月13日）において、「民主党案で示された『危機管理庁』については、武力攻撃事態対処法附則に『政府は国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への、検討を行うものとする』とされたが、合意から間もなく8年であるが、いまだに「より迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする」と明記したにもかかわらず、成案が成ったとの報に接していない。

もっとも、9.11米国同時多発テロにより、国土安全保障省が創設され、民主党がモデルとしたFEMAは同省の一部となった。FEMA的なものが良いのか、或いは国土安全保障省的なものが良いのかは検討を要しよう。

前段部分の内閣総理大臣の判断を適切かつ機動的に補佐する仕組みについては、少人数の閣僚で構成する「国家最高司令部」（NSCとするのか対策本部とするのかは論が分かれようが、いずれにしても最高意思決定機関の創設が必要である。

さらに、その補佐機関としての常設の機関の設置が必要である。1998年には、内閣危機管理監が設けられたが、現状では弱体ではないのか？ どのように機能しているのか見えない。

やはり内閣官房の大改革が必要だ。内閣官房は、複数の省庁にまたがる案件を総合調整する役割を担い、内・外および危機管理の3室体制となっている。本来任務を果たすことができるように、強力な司令塔に改造すべきだ。

内閣官房に、現在の危機管理室よりも強力な内閣危機管理局を設置することが必要となろう。危機管理局の要員は他省庁の出身ではない最高の国家エリートを配置することが重要だ。

縦割り行政を打破するためには、総理の権限のみならず、その補佐機関にも相応の役割を果たし得る人材の配置と権限の付与が重要だ。

そして、平時から人材を養成し、閣僚や政治家に対する意思決定訓練を行うことが必要ではなかろうか？

(7) 緊急事態基本法にかかるその他の私見

「緊急事態基本法を基礎として個別的緊急事態関連法案を見直すべし」

我が国の緊急事態対処関連法は、1959年の伊勢湾台風を機に災害対策基本法が、1995年の阪神・淡路大震災を機に災対法が改正、1998年および99年の北朝鮮のミサイル発射や不審船事案等もあって周辺事態法が、1999年の東海村JCO臨界事故を機に原子力災害

特別措置法、2001年の米国同時多発テロを受けてテロ特措法、そして武力攻撃事態対処関連法や国民保護法が成立してきた。これらの個別的緊急事態対処関連法案は、今後制定が期待されている「緊急事態基本法」と完全に整合性を取るべく見直す必要がある。

7 終わりに

今次大震災における自衛隊の昼夜を分かたぬ献身的な、時には非情とも思える任務を黙々と遂行する姿に感動するのは小生のみではあるまい。米軍をはじめとする米国の日本に対する支援には瞠目せざるを得ない。

「百年兵を養うは、一朝これを用いんが為也」と言われるが、自衛隊をはじめとする危機管理対処機関の活動を無にしないためにも、あるいは、より効果的な運用を可能とするためにも、国家緊急事態に効果的に対処する枠組みと国家の総力を挙げて国難に対処する体制を早急に整備する必要がある。